

平成26年第2回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより平成26年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、6番千葉議員と7番松原議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、2月27日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

8番山田です。本日招集されました第2回町議会定例会の議会運営等につきましては、先月2月27日開催されております、議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日3月3日から3月14日までの12日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月3日から3月14日までの12日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月3日から3月14日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成25年12月分と平成26年1月分の出納検査の結果報告がありました。また、日高地区交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、併せてその写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情の一覧及び閉会中の諸事業について、配布資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは平成25年12月定例議会以降における、諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。学校教育事業等についてであります。まず1点目、体罰に関する実態把握調査の実施であります。このことにつきましては、前年度に引き続いての調査ということになります。本年度における実態把握調査につきましては、前年度調査において北海道教育委員会が体罰として把握した件数が90件にも及んだこと、また、その後においてもこれまでに相当数の体罰の報告を受け、依然として後を絶たない憂慮すべき状況に鑑み、道教委といたしまして体罰事故の正確な把握と、事故防止の徹底を図ることを目的に実施するものであります。本調査につきましては、1月の各学校始業式から今月下旬

までの間において小中学校7校に対するアンケート調査票の配布、回収及び回答内容に基づく事実確認並びに道教委に対する調査結果報告を行っていくものとなりますが、体罰の実態につきましては、児童生徒及び保護者からのこれまでの回答において、体罰を受けたことがある、見たことがある、聞いたことがあるとするものが複数あったところであります。また、教員自身からの回答において、体罰を行ったことがあるかの問いに対し、あるとされたものが1件ありました。これらの回答におけるその行為の内容につきましては、こぶしで殴る、肉体的苦痛を感じずるバツゲーム等となっています。教育委員会においては、これらの回答を受けるなかで、関係する児童及び保護者、そして教職員に対する事実確認を2月中旬までに行ったところでありますが、この事実確認を終えた時点において体罰として該当すべき事例はあるとの判断を行うなかで、道教委に対し、調査結果報告書を速報として提出したところであります。今後におきましては、該当事案等に対する道教委からの再調査が求められることもあるかと思いますが、より詳細に公表できる段階になりましたら、改めて議会に対し報告等を行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、体罰事案が実態として発生したことにつきましては、まことに残念なことであり、町議会そして町民皆様に対し、深くおわび申し上げる次第であります。教育委員会といたしましては体罰の再発防止に向け、いかなる場合においても、体罰は許されないとする共通認識を教職員間で図ることの徹底に努めてまいりたいと考えております。続いて、2点目の平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。本調査にありましては、これまでの抽出方式から悉皆方式として行われたところでありますが、その概要等についてご報告申し上げます。平取町においては昨年6月から7月にわたり、小学校5校の5年生あわせて52名、中学校2校の2年生あわせて32名、合計84名を対象として実施いたしました。調査の内容であります。まず実技調査となります体力テストの種目については、小学校中学校ともに握力、反復横とび、20メートルシャトルランなどの8種目と、児童生徒に対するアンケート調査といたしまして、運動習慣、生活習慣等に関するものとなっております。まず、小学生における体格であります。男女共に身長、体重、座高が全国、北海道平均を上回りましたが、女子については、全国、北海道と比較し、若干肥満傾向にある状況となっております。小学生の体力・運動能力面につきましては、男子児童は握力、反復横とびなど4種目で全国、北海道平均を上回っておりますが、女子児童については、ソフトボール投げの1種目が全国、北海道平均を上回った状況となっております。次に小学生における運動習慣等の調査結果であります。男子にありましては約60%、女子においては約45%の児童がスポーツ少年団活動等に積極的に参加するなかで、ほとんど毎日運動を行っていると回答されています。続いて、中学生における体格であります。まず男子につきましては、身長、体重、座高が全国、北海道平均を上回り、女子においては体重、座高が全国、北海道平均を上回っておりますが、特に男女共に体重にお

いて、全国、北海道平均を大きく上回っており、肥満傾向の生徒が多い状況となっています。中学生の体力・運動能力面についてであります。男子生徒は握力などの3種目で全国、北海道平均を上回り、女子生徒は握力、上体起こしなど8種目中6種目で全国、北海道平均を上回っている状況となっています。このことにおいて、男子生徒の体力面にありましては、平均並みに運動ができ、体力を持ち合わせている生徒が多い状況であり、女子生徒につきましては体力・運動能力において優れている生徒の割合が高いものとなっております。次に中学生における運動習慣等の調査結果であります。男子にありましては、運動部への所属が全体の84%を占めるとともに、運動部に所属している生徒は朝食を毎日食べる習慣が確立されている状況となっています。また女子生徒につきましても、運動部への所属は男子同様全体の84%を占め、併せて土曜日、日曜日において運動している生徒の割合が大きいものとなっております。以上調査結果の概要につきまして申し上げましたが、教育委員会といたしましては、本結果を踏まえるなかで、児童生徒の望ましい生活習慣の確立並びに体力向上への取り組みについて、各学校が主体性を持って実施することができるよう、その環境づくりに努めてまいりたいと考えております。続いて3点目の平成25年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施についてご報告を申し上げます。本年度における本教育奨励表彰につきましては、1月29日開催の教育委員会議において被表彰者について決定を行い、去る2月26日に表彰授与式を実施したところであります。被表彰者につきましては、スポーツ奨励における1個人で振内小学校5年生の渡邊空知君であります。渡邊君につきましては、これまでも空手道における成績優秀者として、本教育奨励賞を受賞いたしておりますが、本年度におきましては、第53回空手道糸東会全国選手権大会小学男子5年形の部において優勝するとともに、第7回糸東流空手道世界選手権大会に出場したことによる功績が認められての受賞となっております。次に4点目の日高管内教育実践表彰被表彰者の決定についてであります。本表彰につきましては、日高管内の学校教育の振興に功績のあった者に対し、実践表彰並びに特別賞を授与するものであります。本年度における被表彰者について、このたび決定されましたので、平取町関係分についてご報告申し上げます。平取町における被表彰者につきましては、まず実践表彰といたしまして、北海道平取高等学校が受賞決定となっております。本校における功績の概要といたしましては、特色ある学校づくりとしての進路指導の充実であります。また、特別賞といたしまして、先ほどご報告申し上げました平取町教育奨励表彰における被表彰者であります、振内小学校5年生渡邊空知君が受賞決定となっております。以上長くなりましたけれども、昨年12月の町議会定例会から、これまでの主要な教育行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平取町長期継続契約を締結することができる契約を定め

る条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号平取町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。制定の要旨であります。地方自治法第234条の3に規定する債務負担行為によらない長期継続契約を可能とすることについて、地方自治法施行令第167条の17の規定により、翌年度以降にわたり物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約でその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすもののうち、条例で定めるものとされております。本条例を制定することにより、長期契約の締結が可能となり、事務の合理化、迅速化が図られることから、本条例を制定するものでございます。次のページをお開き願いたいと思います。第1条、趣旨であります。この条例は地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものであります。第2条につきましては、長期継続契約を締結することができる契約の内容でありまして、第1号として物品を借り入れる契約で商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの。この内容につきましては、事務用機器でありますとか、情報処理機器、医療用機器、電子複写機、自動車、庁舎及びその他施設の警備用機器などでありまして、契約期間につきましては、規則で7年以内とするものであります。第2号として、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要がある複数年にわたり契約を締結することを要するものであります。この内容につきましては、庁舎その他施設の警備業務、保守管理業務、清掃業務、医療事務、自動車運行業務などでありまして、契約期間につきましては3年以内とするものであります。第3条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。平取町税条例の一部を次のとおり改正しようとするものであります。次のページをご覧ください。それでは、平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は、平成26年度にオープンを控えたびらとり温泉の日帰り入館者の入湯税に係る負担の軽減を図り、その利用の促進を図ることとしたものであります。また新しい施設は宿泊施設を管理していることから、宿泊者についての入湯税を新たに規定するため、平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては1点目としまして、日帰り入湯客の入湯税を現行では1人1日50円であったところを免除することとしたものであります。また2点目としましては宿泊客の入湯税を1人1泊150円とすることとしたものであります。それでは条文の改正内容についてご説明申し上げますので5ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。はじめに第142条第1項入湯税の課税免除についてですけれども、第2号を日帰りの入湯客に改めるものであります。また、日帰りの入湯客を免除する規定としたことにより、改正前の第2号の平取町民で年令65才以上の者と第3号から第6号までを削除したものであります。次に、改正前においては、びらとり温泉が日帰り施設であるため、この条文は日帰り入湯客を対象とした課税免除の条文規定となっておりますが、改正後は宿泊客についても必要があれば課税免除の条文を規定することとなります。そこで(1)1号を削除しないで残してありますが、この1号については新旧対照表では改正案も現行も(略)となっておりまして、年令12才未満の者と規定されております。年令12才未満の者については全国的にみて、日帰りのみならず、宿泊の入湯税についても免除としている自治体が多いことから、自治体間の均衡を図る観点から改正後においても12才未満の者の宿泊については免除することとしたため、この規定を残すこととしたものであります。次に、第143条第1項入湯税の税率についてですけれども、前条で日帰りの入湯税を免除することとしたため、日帰りの入湯税の金額を規定する必要がなくなったことから、宿泊の入湯税については1人1泊150円に改めるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年7月1日から適用することとしています。以上で、平取町税条例の一部を改正する条例の説明を終了しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第3号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。今回の条例の一部改正につきましては、平成25年度におきまして町内紫雲古津地区に農業研修生用の住宅が新たに1棟2戸建設され、3月末に完成することにより、条例の一部を改正しようとするものであります。それでは改正内容を説明いたしますので8ページの新旧対照表をご覧ください。第3条、名称及び位置の表に新たに建設される住宅を追加いたします。名称につきましては、平取町紫雲古津農業研修生住宅、位置につきましては沙流郡平取町字紫雲古津225番地30であります。次に別表、これは第5条関係でございますけれどもこれについては家賃の決定についてであります。表にそれぞれ追加されるものでございまして、住宅名につきましては平取町紫雲古津農業研修生住宅、管理戸数については2戸、建設年度は平成25年度、規格につきましては3LDK、家賃これは月額になりますけれども2万円であります。附則としましてこの条例は平成26年4月1日から施行するものであります。以上、平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例について説明をいたしましたので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。10番、平村議員。

10番
平村議員

この住宅条例はいいんですけれども、実際に25年度で新規住宅を建てているということで、3月の完成ということなんですけれども、実際まだ建っていないんですよね。それでこれが3月いっぱい建つんでしょうか。その辺ちょっと現地の方からも言われて、全然完成というか基礎しかできてなくて、本来は10月に入札して、2月20日現在で完了するという事になってたんですけれども、その辺がちょっとお聞きしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

それではお答えしたいと思います。今ご質問ありました新規就農住宅の関係でございまして。工事、11月に発注いたしまして、工期は通し工期が2月の20日というようになってございました。受注業者、いろんなことがありまして、事情がありまして、工期を3月30日まで工期変更してございます。それで、

年度内に3月30日までに完成できるということで、私どものほうもそれは十分承知してまして、業者の確認はとれておりますので、間違いなく3月30日には完成できるというように考えております。

議長 6番千葉議員。

6番千葉議員 6番千葉です。工期延期3月30日ということなんですけども、延期をいたした内容、どういった理由での延期願が出たのか、ご説明いただきたいと思えます。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 工期発注しまして、要するに受注者側と工事を下請に入った業者とのちょっとしたトラブルがありまして、詳しくはですね、お聞きすることができませんけども、そういうことで工期変更になったということでございます。

議長 9番藤澤議員。

9番藤澤議員 9番藤澤。ただいまのお2人の議員の質問に関連していることではありますが、おおよその、風評といいますかね、事情というものは、特に当該地区の方々については、相当詳しく知っております。それで、そういう意味において、ただいまの質問では答弁にならないわけですけども、果たしてその我々がおさえられているところの情報というのは、これまた定かであるかどうかもこれ疑問でありますから、3月議会にですね、それ以上のことを質問して、さらに詳しく答弁を願えるのかどうかという、これがちょっと疑問があるんですね、プライバシーの問題もありますから。でありますので、工期やむなし延長やむなしあるいはただいま答弁いただいたように3月中にはでき上がるという、お互いに責任のある立場での答弁でございますので、どうか約束期間内にですね、引き渡しができるように、お願いしたいと思います。なおさらに事情が起きまして、こちら側にも説明の必要があるという場合はですね、ほかに会議の持ち方もありますので、どうかその辺もご配慮いただいで進めていただきたいと思えます。これ答弁ちょっと難しいと思えますけども、いかがなものでしょうか。

議長 副町長。

副町長 それではお答え申し上げたいと思えます。この農業研修生の住宅については、皆さんご承知の通り平成24年度の農村漁村活性化交付金の事業として平成25年度に繰り越して実施した事業でございます。当初の工期が先ほど来申し上げておりますとおり2月20日が当初の工期ということで、国にもその旨の連

絡をしてですね、2月いっぱいには完了届け含めて提出をするということをご
ざいましたけども、先ほど来、前川課長からご説明しているとおりに、これは業
者の都合でございますけども、いろいろ業者の事情がございまして、どうして
も2月20日までに完成させることができないというような状況のなかで契約
上にあります、甲乙協議をして工期延長について決めたということございま
す。工期の延長については既に農水省とも協議をして延長についてはご了解を
いただいているというようなことで進めております。請負業者とも協議をして、
そういうような国の交付金事業であるということと、24年度の繰り越し事業
であるというようなことも十分業者とも協議をしてですね、今申し上げました
3月30日までに必ず完成をさせるというような業者との協議のもとで進めて
いくということでございますので、その辺については十分ご理解をいただきたい
と思います。先ほど来、藤澤議員のお話にもありましたとおりに、これが今後、
また別なかたちで議会と協議するというようなことは、今の段階ではおそらく
ないというふうに思っておりますけど、もしなにかあればその点についてまた
議会とご相談申し上げたいというふうに思いますのでひとつよろしくお願いま
したいと思います。以上でございます。

議長

ほかございますか。10番平村議員。

10番
平村議員

説明は受けてわかりますけれども、なぜここへ来るまでに、もう少し工事の進
捗状況を現場のほうで、町のほうから監督をするなり、何かそういう方法はな
かったのかどうか、やったのかどうかその辺も聞きたいと思います。また昨日
も私見てきましたけれど、ほとんど基礎しかできてなくて、あと20日かちょ
っとね3月30日までって看板は書き替えてありましたけれども、1か月もな
いなかで、どうやってやるのかそれも不思議なくらい、不思議に思ってい
ました。また業者へのペナルティーとかそういう何かの条件もないのかどうか
その辺もお伺いしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

工事につきましては、発注者側が工事の監督義務がございますので、当然私ど
もうちの職員の担当者も数回ですね、4回ほど現場見に行っております。進
捗状況、若干遅れてるっていうことが発覚した時点でそういうその理由の追求
等もちろんしておりますけど、先ほど言いましたように下請け業者といろんな
トラブルがあって、その整理にちょっと時間がかかったということで、そうで
あれば、工期変更するなかで何とか3月30日までにでき上がるという確約が
とれましたので3月30日に変更して進めたという経緯がございます。ペナル
ティーという話ございましたけども、契約の約款上、契約条項上にございま
すけれども、工期変更したということになれば工期変更した3月30日に完成し

なければ違約金が発生しますが、今の段階で違約金が発生するということ
はございませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ほかございませんか。ないようですので、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平取町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは平取町給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので9ページをお開き願ひます。議案第4号平取町給水条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由でございますが消費税法の一部改正によりまして、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に改定されることに伴いまして、平取町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担を明記した平取町給水条例の一部を改正する必要になったものでございます。それでは改正内容につきましてご説明申し上げますので、11ページをお開き願ひたいと思います。新旧対照条文でございます。右側の現行欄をご覧いただきたいと思いますが、第4条の給水装置の新設等の申込であります。この条項は給水装置、給水装置と申しますのは配水管から給水栓までの給水用具のことを言いますが、それを新たに設置する場合、町による設計書の審査が必要でありまして、設計額の5%を設計審査手数料として納付しなければならないことを規定したものでありまして、その設計審査手数料を納付するときに消費税が課せられることから、現行規定の100分の105を100分の108に改定するものであります。次に、第8条の工事の施行であります。この条項は先ほどご説明いたしました第4条の規定による給水装置の設置工事が完了した場合、町の検査が必要でありまして、同じく設計額の5%を検査手数料として納付しなければならないことを規定したものでありまして、その検査手数料を納付するときに消費税が課せられることから、現行規定の100分の105を100分の108に改定するものでございます。次に第26条の料金であります。この条項は水道使用料金の納付額を定めたものでありまして、第4条、第8条の規定と同様、納付すべきときに消費税が課せられることから、現行規定の100分の105を100分の108に改定するものであります。この3条の一部改正は納付基本額の改正ではなく、あくまでも納付基本額に対する消費税額の率を改正するものであることをご理解いただきたいと思ひます。

それでは改正本文の10ページにお戻りいただきたいと思ひます。平取町給水条例の一部を改正しようとするものでありますが、改正内容につきましては、ご説明いたしました新旧対照条文表のとおりでありますので、省略させていただきますと思ひます。附則の1でありますがこの条例は平成26年4月1日より施行する。附則の2であります、この条例による改正後の平取町給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例によるということでございます。この附則の第2条の意味であります、平成9年に消費税が3%から5%に引き上げられたときにも同じく条例の一部改正をし、附則で同じ条文を付記してございます。付記しなければならない理由といたしましては、今回の国の消費税率の一部改正に伴いまして、消費税法の付記事項の第5条第2項におきまして、電気、ガス、水道料金の役務で法の施行日前、要するに平成26年4月1日前から継続して供給し、平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、旧消費税法29条に規定する税率5%によるものとなっていることからでございます。具体的に申し上げますと3月の11日から4月10日までの水道使用料金については、4月分として5月末までに納入することになっておりますが、3月4月にまたがって供給を継続していること、料金の確定が4月10日になることから、この4月分の水道料に適用される消費税率は旧法の消費税率5%になるということでございます。5月分からの水道料につきましては、改正後の消費税8%の適用になります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平取町給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてであります。提案理由についてであります、市町村職員退職手当組合に加入している上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散に伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体議会における議決を求め

るものであります。変更する規約内容についてご説明いたしますので、13ページをお開き願います。本組規約の一部を次のように変更するものでありますが、別表（上川）において「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）において「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものであります。別表においては組合を組織する地方公共団体等について定めているものであります。附則といたしまして、この規約については総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第5号についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議願いたいと思います。以上でございます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号新冠町・日高町・平取町障害程度区分審査会規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第6号新冠町・日高町・平取町障害程度区分審査会規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書14ページをお開きいただきたいと思っております。提案理由についてであります。本規約案は障害程度区分審査会に関する法律が、従来の障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律通称障害者総合支援法に改正されたことに伴い「障害程度区分」の文言が「障害支援区分」に言い改められたことにより、新冠町・日高町・平取町の3町で構成する障害程度区分審査会の名称を障害支援区分審査会に変更しようとする、いわゆる文言整理のための規約改正であります。変更内容につきましてご説明申し上げますので、議案書16ページの新旧対照表をご覧ください。変更の内容が規約の表題に及びますことから、まず右側の現行の題名中央右よりのアンダーラインでお示した部分の「程度」の文言を改正案におきまして「支援」に改め、次に（目的）第1条に規定する関係法律の名称、現行の「障害者自立支援法」を改正案で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、最後に表題と同様（名称）第2条のうち、現行の「程度」を改正案で「支援」に改めようとするものであります。また、議案書15ページの下から1行目、附則におきまして、この規約案の施行日を法律の適用日と同一である平成26年4月1日にしようと

するものであります。なお、本件に関し、当該審査会を構成する新冠町並びに日高町とは、既に協議が整い、各町とも議会に対してこの時期に同一の規約改正案を提案しておりますので、この旨申し添えさせていただきます。以上新冠町・日高町・平取町障害程度区分審査会規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号新冠町・日高町・平取町障害程度区分審査会規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第7号町道の認定につきましてご説明申し上げますので17ページをお開き願いたいと思います。今回、町道に認定しようとする路線につきましては4路線でございます。路線番号185番荷菜三浦分譲2号線の認定理由であります。三浦分譲地は13区画分譲され、現在12世帯が居住されております。平成24年度に住宅建設が進んだところの宅内道路の一部を荷菜三浦分譲線として、町道認定したところであります。その後さらに建設が進んだことから、残りの宅内道路を町道に認定しようとするものでございます。路線番号186番荷菜原田分譲3号線の認定理由であります。原田分譲地の宅内道路につきましては既に荷菜原田分譲1号線・2号線として町道に認定されており、平成25年度、26年度の2か年で道路改良することで、現在工事が進められております。この原田分譲地の宅内道路には突っ込み路線が1か所ございまして荷菜原田分譲1号線・2号線の道路改良に伴い、道路全体の維持管理上、町道に認定する必要があることによるものでございます。路線番号187番二風谷ユカヲ線の認定理由であります。びらとり温泉改築事業に伴い、建設敷地内に新たに道路が設けられることからそれを認定しようとするものであります。路線番号188番二風谷分譲線の認定理由であります。町の定住促進事業の一環として、二風谷地区に宅地分譲の整備を進めておりますが、この分譲宅内道路を町道に認定しようとするものであります。それでは各路線の詳細についてご説明申し上げますので18ページをお開き願います。荷菜三浦分

譲2号線ではありますが、起点は荷葉52番地85、終点は荷葉57番地3、総延長134メートルですが、道道、町道との重用部分が13メートルありますので、実延長は121メートルとなります。道路敷地幅員は6メートルで車道幅員が4メートルとなります。19ページをお開き願います。荷葉原田分譲3号線ではありますが起点は荷葉57番地3、終点と同じく57番地3、総延長は83.50メートルですが、他町道との重用部分が5メートルありますので、実延長は78.50メートルとなります。道路敷地幅員は6メートルで車道幅員は4メートルとなります。20ページをお開き願います。二風谷ユカラ線ではありますが、起点は二風谷82番地8、終点は二風谷92番地6、総延長は135.50メートルですが、他町道との重用部分が11.50メートルありますので、実延長は124メートルとなります。道路敷地幅員は12メートルで車道幅員5.5メートル、路肩が2メートル、歩道が2.5メートルで全幅10メートルとなります。21ページをお開き願います。二風谷分譲線ではありますが、起点は二風谷66番地9、終点も同じく66番地9、総延長は404.50メートルですが、国道、他町道との重用部分が23.0メートルありますので実延長は381.50メートルとなります。道路敷地幅員は10.50メートルから15.50メートルで車道幅員4メートル、路肩2.5メートル、歩道2メートルで全幅8.5メートルとなります。以上でご説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。質疑はありませんか。9番藤澤議員。

9番藤澤議員 9番藤澤。ただいま説明された全線については、私は歓迎であるという前提のもとにお伺いをいたします。荷葉原田分譲3号線、19ページについて伺います。一般的に袋小路といいますか、行き止まりについては町道になりづらい、なり得ないということで、この数十年っていいですか、そういう認識で捉えておりましたが、これはあれですか、総合的な、これからも開発される住宅街であるという何がしかの文言がついて認定されるということでございますか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 町道の認定基準というのが実はございまして、一般的にはその路線に5戸以上住宅が張りついているという基準が実は1項目でございまして。その他土地を寄付してくれる等いろんな要項がございまして、原田分譲線につきましてはこの19ページの見取り図を見ていただければわかると思いますが、この3戸の住宅が建ってる部分の前の道路の部分の部分を町道に認定しようとするものでございまして。突っ込み路線ということがあるんですけども、この荷葉原田分譲線につきましては既に区画してる分、地主さんが持ってる2区画除いて全ての区画に住宅がもう全て建ってございまして。原田分譲の1号線・2号線道路改良していく

なかで、ここの3号線の部分を改良しないでそのまま放置するというのは、住宅の形成上あるいは町道の維持管理上、除雪も含めて非常に不都合があるということで、地権者と協議した結果その土地については、町に寄附しますということで了解が得られましたので、戸数の5戸的なことについてはちょっと条件的には合わないですけども、土地については寄付をしてくださったということがありまして、町道の認定に至ったわけでございます。こういう突っ込み路線というのは町内あっちこっちに見受けられますので、私どものほうも町道の認定基準については、十分見直しをして、少しでも良い環境を整えるよう検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第8号工事請負契約の変更についてご説明申し上げますので22ページをお開き願いたいと思います。平成25年第9回平取町議会臨時会におきまして議決を得ました議案第3号「工事請負契約の締結について(びらとり温泉改築工事)」の一部を次のように変更しようとするものでございます。平成26年3月30日の工期を62日間延長しまして、平成26年5月31日に変更しようとするものでございます。変更の理由でございますが、平成26年1月24日開催の全員協議会でご説明申し上げましたとおり、この工事につきましては、平成25年8月8日に入札をいたしまして、8月12日に請負契約を締結、工期を平成26年3月30日と定め、工事が着工されたわけですが、皆様もご承知のとおり、東日本大震災の復興工事のために型工、鉄筋工といった技能工、さらには生コンのポンプ車等が十分に確保できなかったことが工事の遅れを招きまして工期を変更せざるを得なくなったものでございます。以上、工事請負契約の変更につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時35分)

議長

再開します。

日程第13、議案第9号平成25年度平取町一般会計補正予算第12号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

議案第9号平成25年度平取町一般会計補正予算第12号につきましてご説明を申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3540万1千円を追加いたしまして、予算総額を70億3084万2千円とするものでございます。2項におきましては、補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。第2条繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」によることとしてございます。第3条地方債の補正は「第3表 地方債の補正」によることとしてございます。それでは事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、38ページをお開き願います。2款1項9目企画費でございます。予算に増減はございませんが、財源充当の変更となっております。内容といたしましては、新エネルギー導入事業といたしまして、びらとり温泉に設置します、太陽光発電システムの財源の変更でございます。当初予定をしておりました財源であります、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の補助金が不採択となりまして、その代替として平成24年度国の補正に伴う地域の元気臨時交付金を事業費の2分の1を充当して、残りを過疎債充当としておりまして、12月議会に補正をさせていただいたところでございます。ところが当該事業につきましての過疎債充当が2次申請でも許可される見込みが低いというような状況になりまして、その代替財源といたしまして、さらに地域の元気臨時交付金が充当が可能になったということから、財源の変更をさせていただくものでございます。これによりまして、太陽光発電システム設置事業につきましては、全額元気臨時交付金を充当し、実施するということになります。次に、2款1項10目水資源対策費でございます。189万円の追加でございます。これは沙流川総合開発事業平取ダム建設事業に伴いますアイヌ文化環境保全対策調査事業に関連いたしまして、今年度から新たに二風谷ダム下流域のアイヌ文化資産等の調査が加わっております。これにより、必要

な人材を新規に投与し、調査を実施するということになりまして、当初予算に不足を生じたことによる追加でございます。内訳といたしましては、4節共済費、社会保険料14万3千円、7節賃金174万7千円の追加となっております。次のページでございます。3款1項1目社会福祉総務費、委託料80万9千円の追加でございます。これは障害者自立支援給付支払等システム改修委託料の追加でございます。これは障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴いまして、給付実績データの集積、分析機能を付加するためのシステム改修、それに伴う費用の追加でございます。これは平成25年度の国の補正予算の対象となるということで、補助金2分の1が充当されるものでございます。次に3款1項2目老人福祉費28節繰出金、介護保険特別会計繰出金34万7千円の追加でございます。これは消費税の税率の変更によります介護報酬改正に伴いまして、システムの改修が必要となり、これにかかる費用69万3千円の一般会計の負担分2分の1の繰出金を追加するものになってございます。次のページをご覧ください。3款1項4目福祉施設費、これも予算に増減のない充当財源の変更ということでございます。老人福祉センター改築事業につきましては、労務費、資材費、面積の増などを理由といたしまして、平成25年の7月の臨時議会で4億3940万円を追加し、外構工事等も含む全体事業予算を11億2826万3千円とさせていただいたところでございます。その時点では過疎債の対象とならない宿泊施設などを見込みまして、基金も2億4900万円充当するというようにしてございました。その後過疎債の許可が施設全体の事業費が認められたということ、そのための財源調整を行う内容になってございます。ご覧のとおり、町債、これは過疎債でございますが、3億420万円を増額いたしまして、過疎債充当事由には認められない当初見込んだ道補助金、これは地域づくり交付金でございますが、1億円及び基金取崩し額を2億420万円減額する内容となっております。次に3款1項6目生活館費11節需用費174万5千円の追加でございます。これは灯油などの燃料費の高騰、電力料金の値上げ等によります各地区の生活館、生活改善センターなど、31施設の予算に不足を生じるということになったための追加でございます。燃料費の64万4千円は、執行済額から実績等を考慮して使用見込み等を推計して算出をしております。当初予算単価が92円という計上でしたが、最近の実勢価額が104円前後となっております。これが不足の大きな要因となっております。光熱水費は、電力料金の値上げが要因となり、各施設で不足を生じるということになりまして110万1千円を追加補正させていただくものでございます。次のページ3款2項1目児童福祉総務費235万8千円の追加でございます。18節備品購入費、乳児家庭訪問等備品45万4千円の追加でございます。これは妊娠から出産、子育てにおきまして、虐待を未然に防止するため、乳児家庭訪問事業ですとか両親教室等に必要な備品を購入するものでございます。内容は妊娠シミュレーター、デジタル乳児体重計、パソコン等となっております。19節負担金補助及び交付金は常設保育所保育士等処遇改

善臨時特例事業補助金 190万4千円の追加となっております。これは保育士の確保のために処遇改善に取り組む私立保育園への資金交付を行うというものでございまして、交付総額は370万円を4保育所、バチラー、振内、弥生、二風谷に交付するものとなっております。19節内では通園費などの不用額179万6千円が生じておりまして、これを差し引いた109万4千円を追加補正するという内容になってございます。交付されました助成金は各保育所の保育士に手当として支給される予定となっております。次に3款2項2目児童措置費253万6千円の減額でございまして。内訳ですけれども、13節委託料、保育所運営費206万4千円の追加、これは保育児童の保育単価の高い、低年齢児童の割合が増えたということから保育所運営費に不足が生じるということになったことから追加補正するものでございまして。20節扶助費、児童手当(特例給付分)460万円の減額でございまして。これは25年度から新たな特例給付の制度が取り入れられたことによりまして、特例給付世帯は児童1人当たりの月額1万円から1万5千円が一律5千円となるということで、これらの支給額が確定したことによる減額ということになってございます。次のページをお開き願います。5款1項2目農業振興費15節工事請負費7318万円の追加でございまして。これは平成25年度の国の補正予算に伴います補助制度を活用して実施するものでございまして、24年度国の補正予算を活用して実施している事業に引き続き実施するという内容で、新規就農者用の住宅新築工事費の追加となっております。本町地区と振内地区にそれぞれ1棟ずつ、あわせて2棟を建設するものでございまして。これは26年度に繰り越して実施とするものでございまして。次に7款2項2目道路新設改良費です。これも予算の増減を伴わない充当財源の変更ということになってございます。当初予算で過疎債充当を予定しておりましたけれども、荷葉原田分譲1号・2号線改良舗装事業の許可が厳しくなったということによりまして、充当可能事業であります当該事業に地域の元気臨時交付金を代替財源として1700万円を充当し、さらに単独事業であります本町公園線の拡幅事業の財源の一部158万1千円を臨時交付金に財源充当を変更するものでございまして。次のページをご覧ください。9款2項小学校費1目学校管理費11節需用費283万円の追加補正でございまして。内訳は燃料費230万円、これは燃料単価が高騰したことにより不足を生じるための追加補正となっております。光熱水費53万円も同様に、電気料金の値上げに伴う予算不足を補う追加補正ということになってございます。次に、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金3800万円の追加でございまして。これは、病院会計の25年度収益的収支決算見込みが、3800万円程度の損失が見込まれるということで、その補てん措置として繰り出しを追加するものでございまして。次のページお開き願います。12款1項2目簡易水道特別会計繰出金28節繰出金1600万円の追加でございまして。これは水道会計が実施いたします本町地区簡易水道配水管整備事業に充当を予定しておりました起債を地域の元気臨時交付金を充当するというものでございまして。

て、当該交付金は一般会計で歳入することが条件となることから、繰出金として、充当可能額1600万円を繰り出すものでございます。歳出最後に12款2項7目平取町ふるさと応援基金積立金25節積立金77万8千円の追加でございます。平取町ふるさと寄附条例によりまして、ご寄附いただいた寄付金を積立てするというものでございまして、寄附件数86件、寄附総額で80万円となる見込みから当初予算2万2千円に77万8千円を追加して積立てをするというものでございます。これによりまして、平成25年度末で当該基金の残高は986万6千円となる見込みでございます。歳出は以上です。次に、歳入をご説明申し上げますので、29ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税1節地方交付税3311万6千円の追加でございます。今回の補正により追加となる一般財源につきましては、地方交付税、普通交付税を充当するというようにしてございます。次に12款2項1目民生費負担金1節児童福祉費負担金189万4千円の減額でございますが、これは歳出での保育所運営費の増額に伴う決算見込みの把握によりまして、保育料の負担が所得制限の低い家庭が多かったということなどから、減額となるものでございます。次に、14款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金290万6千円の追加でございます。これは保育所運営費の増額に伴います国庫負担金の増加分でございます。3節の児童手当負担金317万9千円の減額は、児童手当の減額に伴います国庫負担金の減額というふうになってございます。次に14款2項1目総務費国庫補助金2節企画費補助金4958万1千円の追加でございますが、平成24年度国の補正に伴います地域の元気臨時交付金でございまして、充当事業は太陽光発電システム1500万円、荷葉原田分譲1・2号線改良事業等が1858万1千円、水道会計への繰出金、本町地区の簡易水道配水管整備事業1600万円となっております。次のページでございまして14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、地域生活支援・障害者総合支援事業費補助金40万4千円の追加は障害者自立支援給付支払システム改修委託料に充当される補助金、充当率は2分の1というふうになってございます。2節の児童福祉費補助金、子育て支援交付金400万円の減額でございますが、これはへき地保育所の保育士の人件費に充当されるべき国庫補助金でございまして、これがですね、33ページをお開き願いたいと思っておりますが、この民生費道補助金5節の児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金ということで、これが道のこども基金から支出されるということになります移行に伴う減ということになってございます。お戻りいただきまして31ページの14款2項6目農業費国庫補助金1節の農業費補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金3659万円の追加でございます。これは新規就農者用の住宅建設事業に充当される補助金でございまして、補助率は2分の1となっております。次のページでございまして。14款3項1目の総務費国庫委託金1節総務費委託金アイヌ文化環境保全対策事業委託金188万2千円は平取ダム事業関連のアイヌ文化環境保全調査員の賃金等に充当されるものです。補助率は100%と

なっております。次に15款1項1目民生費道負担金2節児童福祉費負担金145万3千円の追加は国庫負担金同様、保育所運営費の増額に伴う道負担金の増加分でございまして、3節の児童手当負担金71万1千円の減額でございまして、これは児童手当の減額に伴います道負担金の減額ということになってございまして。次のページ、15款2項2目民生費道補助金3節福祉施設費補助金、地域づくり総合交付金1億円の減額でございまして、これは老人福祉センター整備事業の財源変更による減額というふうになっております。5節児童福祉費補助金、子育て支援対策臨時特例交付金は先ほど説明した国の補助金が道補助金に移行になったものでございまして。同じく、児童虐待防止対策緊急強化事業補助金45万4千円でございまして、これは乳幼児虐待防止用備品等に充当される補助金でございまして、充当率は100%となっております。同じく保育士等処遇改善臨時特例事業補助金370万円の追加でございまして、保育士の確保のために処遇改善に取り組む保育所へ交付する資金になってございまして、充当率は100%となっております。次に17款1項1目寄附金1節寄附金77万8千円はふるさと応援寄附金の決算見込み額を計上しております。次のページ、18款1項2目1節沙流川ダム地域振興基金繰入金2億2006万円の減額でございまして、これは老人福祉センター整備事業の財源振替えによる財源変更、このうち2億420万円が財源変更でございまして、あとは後ほど説明いたします鳥獣被害防止対策協議会からの負担金を見込むことによりまして、財源の変更が生じておりまして、その分が1586万円の減ということになってございまして。つづきまして19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金941万3千円の追加でございまして、これは普通交付税同様今回の補正の一般財源として充当するものでございまして。次のページ20款5項1目2節雑入1586万8千円の追加でございまして。内訳といたしまして、日高西部鳥獣被害防止対策協議会負担金1586万円でございまして、これは当初予算で見込めなかったシカ捕獲等にかかわる国の助成金が決定され、当該協議会を通して交付されるということになったため、既に予算措置をしておりますシカ等の捕獲にかかる歳出の財源として充当するというものでございまして。雇用保険被保険者負担金8千円はアイヌ文化環境保全調査員の雇用保険の自己負担金ということになってございまして。21款1項1目総務債、新エネルギー導入事業に係る起債1500万円の減額は地域の臨時交付金を充当することによる減額となっております。次のページ21款1項2目民生債、老人福祉センター改築事業3億420万円、これは過疎債充当が事業費のほぼ全額許可されたということによる増額となっております。21款1項3目1節農業債、これは新規就農者用住宅整備事業に係る起債3290万円でございまして。これは新規就農者用住宅整備事業の事業費から国庫補助金を控除した額に充当率90%で計上してございまして。これは平成25年度の補正予算の起債でございまして補正予算債となっております。交付税算入率は50%となっております。最後に21款1項4目土木債1節道路橋梁債、荷葉原田分譲1号・2号線改良舗装事

業に係る起債1700万円の減額でございます。これも代替財源といたしまして、地域の臨時交付金を充当したことによる減額となっております。歳入は以上です。次に、繰越明許費を説明いたしますので、26ページをご覧ください。第2表、繰越明許費でございます。これは、地方自治法第213条第1項の規定により繰越しとさせていただくものでございます。事業名老人福祉センター改築事業につきましては、東日本大震災等の影響で工事に係る技能工の確保等が厳しい状況というようなことから、当初予定しておりました年度内の完成が困難という状況になりまして、総事業費11億2828万1千円のうち6億4915万6千円を翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。次に先ほど歳出でもご説明申しましたが、新規就農者用住宅整備事業につきましては、平成25年度国の補正予算に係る事業といたしまして、7318万円全額を翌年度に繰り越して実施するというようにしてございます。これらに係る繰越一般財源の額は374万6千円となっております。最後に、次のページ第3表、地方債補正を説明申し上げます。新エネルギー導入事業の限度額1500万円を0に、老人福祉センター改築事業の限度額を3億420万円増加額いたしまして10億8120万円に。新規就農者用住宅整備事業の限度額3290万円を追加。荷菜原田分譲1号・2号改良舗装事業の限度額1700万円を0といたしまして、補正後の限度額合計を3億510万円増やしまして、14億5700万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。以上、議案第9号平成25年度平取町一般会計補正予算第12号につきましてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。41ページをお開きいただきたいと思います。歳出の関係で3款2項1目19節の負担金補助及び交付金のことでお尋ねしたいと思います。このことは項目説明にあるとおり、常設保育所の保育士等の処遇改善というかたちでございますけれども、実際、日常皆さんたちもご存じだと思うんですけども、保育士の確保で相当全国的にも苦勞されてる地域が多い。その大きな原因としては、やはり子どもを預かる責任の重さ、その他一番ネックになってるのはそれに見合った報酬がなかなか得られてないというこれはもうここだけの問題ではないんですけども、そういった条件があげられてるなか、この補助金は大変ありがたいと思っておりますけれども、先ほどちょっと聞いたなかで、保育士へ直接手当として支払われる部分、この部分の金額というのは、この190万、今回の説明にある金額で190万4千円のなかからどの程度のウェイトとして、この賃金というのか、手当として支払う予定なのか、この点が1点と、それともう一つ疑問に思っていることは保育士の確保にウェイトが高いような説明として受けとめたんですけれども、保育士の確保の上でも問題は先に述べた

その責任の重さ、それに見合った賃金等が本当に平取町内の保育所あたりでも得られているのかなという疑問などところがありますけども、その辺の説明をお伺いしておきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。保育士の処遇改善の臨時特例事業補助金につきましては、国のほうから、今般補正予算のなかでこの全額を市町村を經由して、北海道並びに平取町、市町村を經由しまして、常設保育所に全額補助、というか補助金を支出しなさいということでございます。これによりましてバチラー保育園、振内保育所、弥生保育所、二風谷保育所それぞれ保育士さんいらっしゃいますけれども、1人平均10万円前後の今回はこの補正予算ですので一時金として3月中に各保育士さんに支出されるものと考えてございます。なお、これにつきましては、実績報告等を各保育所から提出していただきますので、間違いなく保育士さんに直接渡るように、こちらのほうとしては保育所長会議等で指導をさせていただいてございます。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

中身の金額的なことでひとり10万一時金ということをご理解できました。ただ私は、例えば近くにある振内保育所あたりも見せて非常に感じることは、やはり先ほどから言っているとおりいわゆる子どもたちを預かりながらの職業としては非常に出入りがある、あった。いわゆる採用しても、やめていく、という方が数名、ここ近年おりました。その最大の原因は何かというと、やはり賃金の低さ、それといわゆるその正職員としての位置づけが確立されてない、いわゆるその臨時的な中身、給与の中身は特にそうなんですけども、そういった問題に対してやっぱり今後は平取町としても考えていく、そういうものが初めて基盤としてできて、保育士の確保が私はなされるというふうに、いわゆる階段形式にね、下のほうからきちっと整備していかないと、いくら保育士の確保を目指してもですね、私は将来的に非常に大変な仕事かなと思ってますんで、その辺のことについての町としての考え方はやはり、こういった予算が計上されるほかにですね、町独自で考えていく必要があると思うんですけれども、その辺の将来へ向けた考え方もできれば理事者のほうから伺っておきたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうから申し上げたいと思いますが、今回は国のほうから一時的ななかたちでそういった保育士の処遇改善ということで、補助金としていただ

けるわけでありませけれども、これらについてはやはり一時的なものではなく、人材を確保する意味で継続したかたちで、町としては道、国のほうに要請をしてまいりたいというふうに考えておりますのと、また町としても独自に備品の購入、あるいは保育士の研修等にも、一般財源を投入しながら、保育士の確保に努めておりますのでご理解願いたいと思います。

議長 よろしいですか。ほか、4番松澤議員。

4番
松澤議員 私もなんですけども、41ページの児童福祉総務費の負担金補助金のところなんですけども、こういう内容の補助金が出るということは処遇改善すべきという考えに国全体がそういう考えに基づいていると思うんですけども、今回は常設保育所ということですが、平取町にはへき地保育所っていうものもありますが、そのことに関して、町としてどのように対応をしていくか伺います。

議長 総務課長。

総務課長 町でのへき地保育所の保育士の処遇の関係でございますが、平成26年度の予算での計上をしておりますが、現在2号嘱託としての臨時的任用が1号嘱託として処遇改善をし、今、先ほど千葉議員が申されました処遇改善と保育士の確保等を図っていきたいということで考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長 ほかがございますか。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員 1番櫻井です。38ページの9目企画費の新エネルギー導入事業なんですけど、これについてはちょっと確認なんですけど、12月の定例で財源替えということで地域の元気臨時交付金というのにかわりましたよね。それとあわせて今回の、総額で3千万が全て充当されるっていうことで理解してよろしいんでしょうか。それとですね、再確認なんですけど、全員協議会等でいろいろ聞くんですけどその答えが、そのたびに違うというか、勘違いということもきつとあるんでしょうけど、パネルで発電したそのもの、電気量を使用するとしたら本当に使用者から料金いただけないのかということと、またその電気料金というか発生した電気を使うとしたらだいたい想定でいいんですけど、年間どのぐらいの使用量を算出しているのか伺いたいんですけど。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 まず財源のご質問でございますが、ご質問の通り1500万円をさらに臨時交付金を充当するというので3千万円事業費の全額を充当させていただくとい

うこととなります。それから、太陽光発電の発電量とその料金ということでございますが、事前に発電のシミュレーションをしたものがございまして、それが、発電量といたしましては年間2万1512キロワットアワー、金額にいたしますとこれは使用する施設側の北電から買う単価に置き換えて計算しますと、年間31万9千円程度ということになっております。ただ売電となりますと単価が今38円ということになりますので、売電したと仮定しますと大体82万円程度、売電できるといったような発電量になってございます。これはあくまでも公共施設に設置するこういったシステムはあくまでその施設で消費するというのが前提というようなことになっておりまして、こういった公的な資金が入りますと、売電はできないというのが原則になっておりまして。中学校はちょっとその法律が変わる以前でしたので、売電も若干ですがしておりますけれども、今はそういうような状況になってございます。それで、今申し上げましたとおり、老人福祉センターの一つの施設といたしまししょうか、仕様として、建てる上での仕様として発電施設も付けたというようなことになってございますので、そういったところに管理者が入っていただくということなものですから、そこから負担金をとるとということにはならないというふうに考えておりまして、例えとしてはちょっとあわないかもしれませんが、例えば施設に電球としてLED電球を使ったという場合にその分電気料が浮くということになりますが、その分、浮いた分をくださいというようなことにはなかなかならないというような状況にございまして、その辺と同じような、施設的なことでの整備ということでご理解をいただければと思います。

議長

櫻井議員。

1 番
櫻井議員

これ以上のことについては全員協議会等で伺いたいと思いますのでよろしくお願ひします。最後に地域新エネルギー等導入促進対策補助金というのが12月で費目というか充当財源替えしましたけど、本当にこの名称で正しいのかっていうのを伺いたいんですよね。自分で調べたところによると、22年度で確かこれこの事業終わっているように役所のほうからは言われたんですけど、本当にこの事業名で正しいのかどうかちょっとその辺確認したいんですが。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。この辺は当初申請すべく準備等も進めておりましたので、この財団が取り扱う補助金としてはこの名称になってございます。

議長

櫻井議員。

1 番

22年度でこれ廃止になってるはずなんですけど、そんなことないですか。

櫻井議員

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

そのようなことはなくてですね、現に財団と何度もやりとりをしておりますので、この補助金あるという前提で私ども事務を進めてきたという経緯もございます。

議長

ほかございませんか。10番平村議員。

10番
平村議員

42ページの新規就農者用住宅新築工事なんですけども、今年度も振内と紫雲古津に建つんですけれどもこれは26年度に各1棟ということなんですけど、新規就農がこの26年度に何世帯来るのかその辺をちょっとお聞かせして、これは26年度に建てたいってということなんですよね。

議長

産業課長。

産業課長

26年度に新規就農が来る予定につきましては、町内に1戸1世帯来る予定になっております。例年2世帯を入れたいということで、事務に当たっておりますけれども、農業人フェア等に行きまして平取PRしてきたところでございますけれども、26年度については1世帯ということで、予定としては振内地区に1世帯が入る予定になっております。それでこの住宅につきましては、25年度の補正ですけれども26年度に建てて、そのあと入っていただくというような予定でいる住宅でございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

戸数がまだ未確定で1戸しか来ないということで、今2戸ずつ各振内と紫雲古津に建つんですけれども、やはり、住宅を建てて待ってるのも大事なことですけれども、やはりもっと勧誘をして、ぜひ来ていただけるような対策をとったほうがいいのと、あと、今実習生が実際に今度自分で農地を借りてやりたいという方がいるんですけれどもなかなか住宅がなくてハウスを借りたところに住宅がなくて遠いところから通うような感じになるので、その辺の対策も一緒にあわせてやらないと、ただ実習で2年間実習が終わってもすぐに農家のほうに住む家がないとかそういうのが今回も実習が終わっても入る家がハウスを借りた場所がないとかそういうのですごく不安がってる人がいっぱいいるんですよね。ですからそういうのも対策に入れていかないとだめですし、あとは今この新規就農のお世話をやっている連絡協議会みたいなのは作っているんですよね。振内と紫雲古津のほうに。そういう連絡協議会のほうにも、わずかでも

いいですからやっぱり一生懸命やっってる方に補助金が幾らかでもまわしてほしいという声も聞いたので、その辺も考えているかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。新たに本町地区、振内地区に1棟2戸ずつ26年度に建てるということで、今まで両地区に1棟ずつ建てておまして、それについては期間については2年間の期間、1年目は農家研修に入っている期間、2年目に実践農場に入る、2年間の期間、住宅に入っていただくということで1棟2戸整備しました。それで地域からの要請ですとか、新たに入ってきた新規就農の方が研修終わって、住宅を出た際になかなか住む住宅が見つからないというような要望がありまして、これについては地域からももちろん要望がありまして、その部分を今度建てる1棟2戸、または既に建っている1棟2戸につきましても、戸数が4戸になるということで、4年間、入っていただくというようなかたちで予定しているところがございます。2年間で新たに次の人が来て自分が出て住宅を探さないとだめだということになりますと、新規就農で農地も探し、ハウスも建て、そしてまた住宅の苦勞がそこで生じるというようなこともあるということで、できればそのあと新しい住宅を探す期間、また結構新規就農の方自分の住宅を建ててる方もいるということでそれまでの期間をその住宅で入っていただいて、2年間の研修が終わったあとも住宅の心配、2年間になりますけれどももしないで住宅を探せたり新たに自分の住宅を建てるといったような計画も立てやすくなるんじゃないかということで、地域からの要望、また新規就農の方からの要望もあってですね、今回両地区に1棟2戸ずつ建てるということでその要望に応じていきたいというふうに思っております。また両地区に新規就農の方を応援する団体、振内はネオフロンティア、本町はアンビシャスという団体がありますけれども、今までは町、農協が東京、札幌また大阪のほうに新農業人フェアということで説明会等に出向いた際にこちらの団体からも一緒に行っていただいております。それでその際にその方々の旅費についてはそれぞれの団体で負担をしたり、町の1%事業でそれにのって補助事業を行って、そのなかで旅費を出して行ってきたりということで、それぞれの団体に負担、また個人に負担がかかってたというような状況もありまして、平成26年度からは町も担い手対策協議会のほうに補助金を出してですね、そういう旅費等について、また食料費等について、補助をしていくということで予算措置をしているところがございますので、今後の予算説明、予算審議のときに出てくるかと思っておりますけれども、よろしくご審議のほう、お願いしたいと思っております。以上です。

議長

ほかございますか。平村議員。

10番
平村議員 今のはだいたいわかりました。ただ新規就農の方は、土地を借りて住宅までは本当に大変なので、なるべくその自分が借りた土地の近くに住宅を住まないとやっていけないというかたちで、やはり町有地でもね、空いてる休用地とかそういうのをね、確保しながら貸し出すような方法もとってはどうかと思います。またもう一つは、35ページなんですけれども、日高西部鳥獣被害防止対策協議会負担金というのが今回入ってきていたんですけれども、これは毎年これから入ってくる予算なんですか。

議長 産業課長。

産業課長 最初の住宅の場所等については十分検討して建てていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。この事業は25年から27年間の事業でございまして、その間ここから入ってくるようなかたちになります。

議長 ほか、6番千葉議員。

6番
千葉議員 6番千葉です。これもどうしても伺っておかなくちゃいけないことなのかなと思って、常設委員会のなかでもうちょっといろいろ話は伺っておりましたけども、43ページのほうをお開きいただきたいと思います。12款1項1目の繰出金、これは国保病院の会計の繰出金の内訳でございまして、一般財源から今回3800万ということで計上されて支出していくということでもありますけども、端的に申し上げて今後の、そんな遠い将来じゃなくて今後に向けたこの一般財源のほうから今回3800万ということなんですけど、今後に向けたその見込みというんですか、見通しというんですか、病院の経営の中身に対しての先行きのことちょっと心配してるもんですから、今後どうなのかなということをもまず伺っておきたいのと、それと、院外処方始められて、院外処方によるですね、いわゆる効果、経費節減含めての薬剤師のこともそうなんですけど、この効果は今現在どのように推移しているのか、院外処方でなかったときの状況から比べて、数字的にどうなのかなということも、伺っておきたい。この2点ちょっと伺っておきます。

議長 病院事務長。

病院事務 それではお答えいたします。この町からの繰入金ですけれども、平成25年度

長

につきましては、当初予算 2 億 7 千万円に対して今回は 3 8 0 0 万ということになっています。昨年度につきましては、当初予算が 2 億 6 千万で、3 月の議会で 3 億 5 千万追加補正ということで。これからの補正ですけれども、病院といたしましてはなるべく当初予算の 2 億 7 千万でやっていけるように考えておりますけれども、今回追加繰入れにつきましては、主に原因といたしましては入院収益が落ち込んだことによるものでございますけれども、今、検討委員会のなかでも現状と課題ということでいろんな意見いただいております、例えば外来の収益の単価アップのこと、あとはまた入院患者さんの増についてもいろいろこれから対策を考えていかなきゃならないと考えておりますけれども、例えば単価アップにつきましては、診療報酬、レセプトですけれどもそれで請求いたしておりますけれども、そのなかで毎月いただいている患者さんから慢性疾患などに対する加算があるんですけれども、それが漏れていないかどうか、漏れていないというのは取れるのに取っていないとか、いろいろありますけれども、それを一応業者にレセプトを依頼して今再点検を行っているところでございます。あとまた単価アップにつきましては、どうしても先生がたのほうから検査やそういうレントゲン、CT に関してはオーダーが出ないとなかなかできないという状況でありますので、その辺についても医師と十分連携を取りながら単価アップの方法について考えていきたいと考えております。あと、院外処方の方ですけれども、平成 2 5 年度 4 月から院外処方実施させていただいておりますけれども、経費のことでいきますと、当初薬剤師 2 名、それと薬剤助手ということで、院内のほうはやっておりましたけれども、たまたまですけれども平成 2 5 年 4 月から院外になって、当院に勤めておりました薬剤師 2 名が退職いたしまして、その代わりに薬剤師 1 名を採用して、現在は薬剤師 1 名でやっております。それで単純に言いますと薬剤師 1 名と薬剤補助の分が経費としては削減されたということで、年間 1 千万程度の削減にはなっていると考えております。以上です。

議長

ほかございませんか。なければ質疑を終了します。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 1 3、議案第 9 号平成 2 5 年度平取町一般会計補正予算第 1 2 号は原案のとおり可決しました。

日程第 1 4、議案第 1 0 号平成 2 5 年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第 1 0 号平成 2 5 年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について

てご説明いたします。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算それぞれ103万円を追加し、予算総額をそれぞれ7億7865万8千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。50ページをお開き願います。11款1項2目償還金23節でございます。償還金、利子及び割引料でございますが426万8千円を追加補正するものです。補正の理由といたしまして、平成24年度の療養給付費等の負担金の返還ですが、実績の確定に伴いまして既に概算交付されている1億502万6千円に対しまして今回の決定額が1億322万7千円に決定いたしましたので、超過額が179万9千円を返還する補正です。また、国庫補助金過大交付返納金ですが、これにつきましては平成22年度の北海道の会計検査実施におきまして、保険者の医療給付負担金及び財政調整交付金に係る地方単独事業の減額調整率の適用に誤りがあり、返還することとなりました。6都道県でありまして、北海道は全ての町村でございます。内容につきましては、保険給付費負担金、これは平成18年から21年度分160万1千円、それと財政調整交付金平成19年から21年度分、86万8千円、計246万9千円を返還するものでございます。次、2款4項1目出産育児一時金19節負担金、補助及び交付金ですが323万8千円を減額するものでございます。理由ですが、本年度の件数が9件ということで378万5千円にほぼ確定したところでございます。残額462万5千円になりますので、今回の補正に対しまして、必要な財源の一部を323万8千円を保険給付費から減額し、償還金に充当するものでございます。次、49ページをお開き願います。歳入でございます。10款1項1目1節繰越金でございます。3988万9千円に103万円を追加補正するものでありますが、これは今回の補正に対しまして必要な財源の一部を一般財源の繰越金から求めたものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。50ページのほうなんですけども、11款1項2目このなかで今回、いわゆる国の、源は国の間違いですよ。その過大交付金を返納するということなんですけども、全道の各自治体全て対象ということで北海道の場合そういうふうになってるわけなんですけども、おそらく中野課長のほうもだいぶ気づいてると思うんですけど、これを正すための事務的な費やした時間、いわゆるその、各末端の自治体がこれにかかわる作業量も含めてですね、私は相当やはり各自治体に負担があったんでないのかなと思ってるわけなんですけど、この辺私は今回しょうがないのかなだけで終わらすような、項目としてどうしても見過ごせない分があると思います。その辺町長あたり全道の町長会含めてですね、日高管内の集まりもそうなんですけどこの辺はやはりきちっ

と国のほうにですね、要望として今後のこういったケースに対しての自治体が負担してる部分というのを明確にやっぱり出してですね、国のほうとしてはいや間違いましたすいません直してください、過大でしたよってそういう問題ではないと思うんですけども、その辺の考え方はね、どのように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。まずですね、今回の返還の関係なんですけど、基本的には厚労省のほうは基本的には間違いはないということで、ただ北海道のほうではもっと詳しく、詳細細かな説明があれば、こういうことは起きなかったということのなかで今のところは処理されてるような状況であります。この5年間分の調査の事務量的なものも非常に莫大なものでありまして、今後とも基本的には、その調整率さえきちっと把握していればこういうことが起きなかったというのは最終的な結果になりますが、今後とも道のほうも含めて適宜やっていくということで言われてますので、その点うちのほうもやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

今中野課長説明だと国は間違っていない、道のほうとしては、道というか各自治体にしては、もうちょっと詳細を、内訳をきちっと出していけばこんな間違いは起きなかった、これお互いの責任のなすり合いのなかで、じゃあ最後にね、事務的な経費含めてあるいはその作業量含めての負担はったら各市町村に来るわけですよ。こういったことが、ただ今回はしようがないねで終わるようなムードをやっぱり作らないというのが私はどんなちっちゃな市町村の自治体でも必要かなと思っておりますのでその辺の意見を結集してですね、国のほうには再度ですね、あるいは道のほうにも実際どこが正しいのか正しくないのかということは別としても、そういったことがやっぱり起きてるわけですから、これはきちりとね、意見として集約して持っていく必要があると思うんですけど、その辺考え方どうでしょうか。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げますけれども、この調整交付金については国と道の交付金がございます、以前から道のほうで、非常にわかりづらいというようなことで、関連でこういう調整率を掛けて、交付金をもらいなさいというかたちで、その指示に従って、町のほうは国保会計でいただいておりますけれども、それが間違いであったということで、これらについては管内の

7町の町長会議のなかでも道のほうから説明きたときに、私のほうから強く、こういったことのないようにということで要請をしたところではありますが、今回の調整交付金について、これは国の調整交付金でありまして、連動して、道の調整交付金については道の間違いであったということで、それは返還しなくてよろしいということで大変道のほうも、今後このようなことのないようにしたいということでありましたので管内、やむを得ないというようなことで了解をしたところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号平成25年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号平成25年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第11号平成25年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げますので、議案書の51ページをお開きいただきたいと思っております。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ69万3千円を追加し、それぞれ4億3423万4千円にしようとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げます。議案書の55ページをお開きいただきたいと思っております。科目は3歳出1款1項1目一般管理費13節委託料、金額は69万3千円を追加しようとするものであります。内容は、平成26年4月から実施される消費税の引き上げに伴う介護報酬改定等に関する電算システムの改修に要する費用を補正しようとするものであります。一方、歳入につきましては、54ページをご覧いただきたいと思っております。科目は2歳入3款2項4目介護保険事業費補助金、1節介護保険事業費補助金で34万6千円を新たに補正するとともに、7款1項4目その他一般会計繰入金1節事務費繰入金で34万7千円を増額することにより財源を求めようとするものであります。要約をいたしますと、約2分の1の国庫補助金を受けまして今般の消費税引き上げに伴う介護保険電算システムの改修69万3千円を行おうとするものであります。以上、平成25年度平取町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15号、議案第11号平成25年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号平成25年度平取町簡易水道特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第12号平成25年度平取町簡易水道特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げますので56ページをお開き願います。議案第12号平成25年度平取町簡易水道特別会計補正予算でございますが、第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9992万8千円とするものでございます。第2条地方債の補正であります。地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。それでは事項別明細書の歳出よりご説明申し上げますので、62ページをお開き願います。3歳出1款1項1目一般管理費におきまして97万6千円を増額し合計額を3241万5千円にしようとするものであります。27節公課費97万6千円を増額するものでございまして、理由といたしましては平成25年9月に平取町簡易水道特別会計事業の平成24年度消費税確定申告を行ったわけでございますが、そのときに本町地区簡易水道配水管整備工事費の特定財源といたしまして、簡水債を1760万円を見込んでおりましたが、そのうち1320万円を緊急防災減災事業債に変更したため、会計上、一般会計繰入金として処理することになり、平成25年3月29日に補正したところでございます。工事請負費であっても一般会計繰入金となれば、消費税の控除対象仕入税額に該当しないことから、その分増額し、納付することになったためでございます。下段であります。2款1項2目建設改良費におきまして49万2千円を減額し、合計額を1億2379万3千円にしようとするものであります。15節工事請負費において49万2千円を減額するものであります。理由といたしましては、工事請負費に不用額が生じたためでございます。また財源を地方債から一般財源に変更したものでありまして、理由につきましては歳入のところでご説明を申し上げたいと思います。次に歳入についてご説明申し上げますので、60ページをお開き願います。2歳入3款1項1目繰越金におきまして48万4千円を増額し、合計額を156万4千円にしようとするものであります。1節繰越金におきまして48万4千円を増額するものであります。歳出で申し上げました一般管理費の増額97万6千円の財源の一部を繰越金に求めたものであります。下段で

ありますが4款1項1目一般会計繰入金におきまして1600万円を増額し、合計額を7177万1千円にしようとするものであります。1節一般会計繰入金におきまして1600万円を増額するものでありますが、次ページの6款町債と関連がありまして、歳入の款別区分に変更が生じたため補正するものであります。款別区分に変更が生じた理由であります。本町地区簡易水道整備事業費において、特財として過疎債を見込んでおりましたが、国の緊急経済対策として地域の元気臨時交付金が交付されることになったことから、過疎債相当分の1600万円を一般会計から繰り入れることにしたものでございます。次のページをお開き願います。6款1項1目簡易水道事業債におきまして1600万円を減額し合計額を8130万円にしようとするものであります。前ページの一般会計繰入金で申し上げましたとおり、交付金を充当することにより、町債を減額するものであります。次に地方債についてご説明申し上げますので58ページをお開き願います。第2表、地方債補正につきましては本町地区簡易水道配水管整備事業で限度額を2090万円に変更しようとするものでございます。また地方債についての現在高の見込みに関する調書につきましては63ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。以上で補正予算につきましてご説明申し上げましたがご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、議案第12号平成25年度平取町簡易水道特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第17、議案第13号平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは、平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号についてご説明いたしますので、64ページをお開きください。第2条におきまして、平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。収入、第1款病院事業収益、既定予定額7億1741万9千円、補正予定額は3800万円の増額となっております。計7億5541万9千円、第2項医業外収益の補正予定額も3800万円の増額となっております。次のページをお願いいたします。平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となり

ます。補正予定額は記載のとおりでございますので、詳細は次のページの説明書によりご説明いたしますので省略をさせていただきます。次のページお願いいたします。収益的収入の第1款病院事業収益第2項医業外収益第2目他会計負担金の補正でございます。補正額は3800万円の増額としております。これは一般会計からの繰入金の増額で、平成25年度の現在のところ決算見込みが約3800万円程度の純損失が見込まれておりますので、その損失を解消することを目的としております。繰入補正をすることにより、収益的収支決算の額をプラスにすることを目的としており、また病院改築を控え財務状況の改善も視野に入れ資金不足の解消もあわせてさせていただきたいと考えております。なお、今回の補正予算は、実質予算の補正事項でありますので収入予算の補正のみとなります。以上で補正予算第2号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、議案第13号平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午後1時00分)

議長

再開します。

日程第18、請願第1号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する請願について、

日程第19、請願第2号特定秘密保護法の廃止を求める請願について、

日程第20、請願第3号労働者保護ルールの改悪反対を求める請願について、

以上3件を一括して議題とします。この3件の取扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議をされておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番

山田議員

それでは提出されました請願3件についてでありますけれども、先月2月27日に開催されております議会運営委員会で協議しました結果、以下の通り各常任委員会に付託して審査することで意見の一致をみております。まず、請願第1号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関

する請願について、及び請願第2号特定秘密保護法の廃止を求める請願については総務文教常任委員会への付託といたします。次に、請願第3号労働者保護ルールの改悪反対を求める請願については、産業厚生常任委員会に付託としておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、請願1号及び第2号については総務文教常任委員会に、請願3号については産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

従って、請願1号及び第2号については総務文教常任委員会に、請願3号については産業厚生常任委員会に付託して審議することに決定しました。

日程第21、平成26年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。まず、町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

(町政執行方針について説明)

議長

休憩します。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

議長

再開します。続きまして、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

(教育行政執行方針について説明)

議長

平成26年度町政及び教育行政執行方針の説明が終了いたしました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。ごくろうさまでございました。

(散会 午後 2時40分)